

保安林に係る許可申請・届出の添付書類について

- 保安林内で立木の伐採や土地の形質を変更する行為等を行う場合には許可申請や届出が必要です。
- 許可申請者書及び届出書の添付書類について、森林法施行規則に基づく、**統一的な運用**に見直されました。
- **対象となる申請及び届出**
 - 1.立木の伐採許可申請（森林法第34条第1項）
 - 2.立木の伐採許可を要しない場合の伐採届（森林法第34条第1項第9号）
 - 3.択伐届及び間伐届（森林法第34条の2第1項及び森林法第34条の3第1項）
 - 4.立竹の伐採等の許可申請【作業許可】（森林法第34条第2項）

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	申請又は届出の対象となる森林の位置及び区域図 （位置図は原則として縮尺5万分の1（2万分の1でも可）、区域図は縮尺5千分の1）
申請者又は届出者の確認書類	法人：法人の登記事項証明書等の写し、法人番号が記載された書類 法人でない団体：代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証等）の写し
他法令の許認可関係書類 該当する場合のみ	立木の伐採や土地の改変等に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 （許認可後の場合は許可書の写し等）
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写し等、申請者または届出者に土地所有権や地上権等の権利があることがわかる書類
権原関係書類 申請者または届出者が土地所有者でない場合	売買契約書等、申請者又は届出者が立木の伐採や土地の改変等について権原を有することがわかる書類
隣接森林との境界関係書類	立木の伐採や土地の改変等の区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
<p>以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。</p> <p>① 単木的な伐採等、境界に隣接しない場合 ② 境界杭等により境界が明らかな場合 ③ 誓約書の提出等により伐採や改変等前に境界確認を実施することを明らかにした場合</p>	
知事が必要と認める書類	【伐採許可、作業許可共通】現況写真 【作業許可】事業施設配置図兼防災施設配置図、標準断面図等

※申請内容によって、必要となる添付書類が異なりますので、不明な点は最寄りの広域振興局等の保安林担当にお問い合わせください。

○申請（届出）者が個人の場合、本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写し等が該当します。

○必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？ 許認可後でなければ、申請（届出）できないのか？

必要な許認可の各担当課に問い合わせていただくことになります。岩手県HP「保安林の伐採許可と作業許可」ページに「土地関係法令一覧」ページのリンクを掲載しておりますので参考にしてください。

（岩手県HP：<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/hozen/hoanrin/1008404.html>）

市町村の定める条例については市町村に確認してください。

なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで申請（届出）可能です。

○土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

○口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

○境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

境界関係書類は、隣接地との境界を適切に確認し立木の伐採や土地の改変等の区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、区域を確認した隣接森林所有者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

○「境界杭等により境界が明らかな場合」とはどのような場合か？

地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や明確な谷や尾根により境界を判断できる場合、立木への表示や林相により境界が明らかな場合等が該当します。なお、このような場合は境界確認書類の添付は必要ありませんが、区域図にその旨が分かるよう記載してください。

○隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と立木の伐採や土地の改変等の区域が隣接地にかからないと判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域等を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。